

事 務 連 絡
令和7年8月18日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

山形運輸支局長
(公印省略)

タクシーの冬期割増運賃に関する取扱いについて

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありましたので、了知願います。

事 務 連 絡
令和7年8月13日

管内各運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

タクシーの冬期割増運賃に関する取扱いについて

タクシーの冬期割増運賃については、平成14年1月15日付け東北運輸局公示第85号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1.(3)ロ③に定められているところであるが、今般、新たに冬期割増運賃を設定しようとする場合の取扱いについて、下記のとおり定めたので了知されるとともに、関係団体あてに周知願います。

記

1. 適用地域

冬期間において、一定量以上の積雪や路面凍結などにより、相当の追加コストが見込まれる地域であるかを勘案し、運賃改定時に東北運輸局長が冬期割増運賃の設定が適当と認めた地域とする。なお、原則として冬期割増運賃の適用地域は運賃適用地域全体とする。

2. 適用期間

冬期割増運賃の適用期間は、原則として同一の運賃適用地域内で同一の期間とする。

3. 運賃設定に関する審査等

新たに冬期割増運賃の設定を希望する場合は、運賃改定申請に際して設定を希望する旨を記載させることとし、希望する事業者の車両数の合計が運賃改定申請事業者全体の車両数の5割を超えていることを目安に、冬期割増運賃の設定の要否について判断する。設定が適当と判断した場合、冬期割増運賃の適用地域及び適用期間について新運賃公示時に公示する。なお、運賃改定における運賃額の算出にあたっては、冬期割増運賃が収入に与える影響を考慮した原価計算により行うこととする。

4. 運賃認可申請

適用地域及び適用期間の公示後は、事業者の任意で冬期割増運賃設定認可申請を行うものとする。なお、設定事業者が割増率の引き下げや割増の廃止をする場合には、原価計算書を添付して運賃変更認可申請を行うものとする。

5. 利用者利便の確保

冬期割増運賃の設定にあたっては、利用者の混乱を招かないよう、あらかじめ利用者に十分かつ的確に情報提供を行い、確実に周知が図れるよう徹底する。

6. 本取扱いの適用

本取扱いについては、令和7年8月13日以降適用することとする。なお、現在、運賃適用地域内の一部地域のみが冬期割増運賃の適用地域となっている秋田地区と山形地区においては、当面の間、現行の適用方法による取扱いを可能とするが、適用地域及び適用期間を変更する場合には、本事務連絡の取扱いに準じて取扱うものとする。

以上